平成２２年（フ）第１４６号
埼玉県川口市大字戸塚4429番地　エンリッチＦ２号　102号
破産者　晝場　桂子
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
埼玉県桶川市北２丁目４番11号　ウィンドワード103号
破産者　高橋　伸明
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
兵庫県たつの市神岡町沢田294番地
破産者　丸山　順子
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第７３４号
水戸市五軒町１丁目５番10号、旧住所水戸市元吉田町895番地の４
破産者　西村　　公
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
相模原市中央区矢部３丁目６番３号
破産者　中里　昌徳
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９２号
兵庫県朝来市山東町粟鹿561番地１
破産者　田中　心平
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１０７号
岩手県北上市上野町２丁目19番８号
破産者　佐藤　　学
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３６号
仙台市泉区七北田字道30番地の15
破産者　梅津　裕子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
仙台市泉区高森６丁目33番地の11
破産者　野村　高博
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
仙台市青葉区角五郎１丁目―10―10　加川方、住民票上の住所仙台市泉区泉ケ丘５丁目31番14号
破産者　高木　由美
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
横浜市旭区若葉台３丁目２番510号、開始決定時の住所川崎市宮前区宮崎２丁目９番地19ビューグラス宮崎台302
破産者　西村　　隆
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
横浜市旭区若葉台３丁目２番510号、開始決定時の住所川崎市宮前区宮崎２丁目９番地19ビューグラス宮崎台302
破産者　西村　順子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０７号
金沢市田上本町49街区３番地　Ｕ’Ｓガーデン102号
破産者　渡辺　恵梨
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
長野県塩尻市大字みどり湖481番地９
破産者　上野正一郎
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２５号
長野県塩尻市大字大門83番地９　フレグランス86―106、前住所長野県東筑摩郡山形村1420番地
破産者　上條　秀和
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１７９１号
愛知県東海市名和町石田45番地の２
破産者　千田塗装工業所こと　千田　辰一
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８２号
名古屋市天白区大根町46番地　天白ハイツ202号
破産者　相庭　基宏
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６８号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　市営千音寺荘６棟1003号、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町４丁目67番地
破産者　足立　憲彦
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３号
愛知県小牧市小牧５丁目622番地　紅陽荘202号
破産者　中村　武敏
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部